

4. 環境の保全についての配慮事項

4.1. 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び川口市によって策定されている公的な計画等のうち、対象事業に関連するものは表 4.1-1 に示すとおりである。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、対象事業において配慮すべき事項について表 4.1-2 及び表 4.1-3 に整理した。

表 4.1-1 対象事業と関連のある公的な計画等

自治体	公的な計画等の名称
埼玉県	埼玉県環境基本条例（平成6年12月条例第60号）
	埼玉県環境基本計画（令和4年4月）
	第5次埼玉県国土利用計画（令和5年10月）
	埼玉県土地利用基本計画（令和6年6月）
	埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～（令和4年3月）
	まちづくり埼玉プラン（平成30年3月）
	第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（令和3年3月）
	埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和5年3月）
	第3次埼玉県広域緑地計画（令和4年3月）
川口市	川口市環境基本条例（平成10年9月条例第58号）
	第3次川口市環境基本計画（平成30年3月）
	第5次川口市総合計画後期基本計画（令和3年4月）
	川口市都市計画基本方針（平成29年3月）
	第2次川口市緑の基本計画（平成31年4月）
	第7次川口市一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月）
	第2次川口市地球温暖化対策実行計画（令和5年3月）
	川口市景観計画 改訂版（令和5年1月）

表 4.1-2(1) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>埼玉県 環境基本条例 (平成6年12月 条例第60号)</p>	<p>事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設は、排ガス対策として、法令等に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施する。 ・「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、適正な運転・管理を行う。また、設備機器は、できるだけ建屋内へ配置する、防振架台を設置する等の騒音・振動対策を行う。 ・「下水道法」及び「川口市下水道条例」に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで水質汚濁の防止を図る。 ・廃棄物等搬入・搬出車両については、計画的な運行管理、車両の整備・点検、適正な走行等により環境負荷の低減を図る。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止に努める。
<p>埼玉県 環境基本計画 (令和4年4月)</p>	<p>本計画は、人口減少・少子高齢化の一層の進行、豪雨や台風の頻発、海洋プラスチックごみ問題の顕在化、カーボンニュートラルに向けた動きや持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の広がりなど、社会経済情勢等の変化や環境問題を巡る国内外の動向を踏まえ、策定された。</p> <p>【計画期間】 令和4年度から令和8年度までの5年間</p> <p>【長期的な目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり ②安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり ③あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱利用として、タービン発電機による発電を行い、施設内の所用電力を賄う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。 ・焼却施設は、排ガス対策として、法令等に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施する。 ・「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、適正な運転・管理を行う。また、設備機器は、できるだけ建屋内へ配置する、防振架台を設置する等の騒音・振動対策を行う。 ・「下水道法」及び「川口市下水道条例」に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで水質汚濁の防止を図る。
<p>第5次 埼玉県 国土利用計画 (令和5年10月)</p>	<p>県の県土利用に当たっては、埼玉版スーパー・シティプロジェクトなどに取り組むことにより、SDGsの基本理念に沿い、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指す。</p> <p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ有効な県土利用 ・安心・安全を実現する県土利用 ・人と自然が調和し、持続可能な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域にある朝日環境センター焼却棟（既存施設）を解体撤去したのち、本施設を設置することにより、県土の有効利用を図る。 ・焼却施設は、排ガス対策として、法令等に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施する。 ・「下水道法」及び「川口市下水道条例」に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで水質汚濁の防止を図る。

表 4.1-2(2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>埼玉県土地利用基本計画 (令和6年6月)</p>	<p>本計画は、土地利用の基本方向や調整方針などを示すもので、国土利用計画法に基づく土地取引の規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たって基本となるものである。</p> <p>「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて、3つの項目を基本方針とする。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ有効な県土利用 ・安心・安全を実現する県土利用 ・人と自然が調和し、持続可能な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域にある朝日環境センター焼却棟（既存施設）を解体撤去したのち、本施設を設置することにより、県土の有効利用を図る。 ・焼却施設は、排ガス対策として、法令等に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施する。 ・「下水道法」及び「川口市下水道条例」に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで水質汚濁の防止を図る。
<p>埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～ (令和4年3月)</p>	<p>本計画は、令和4年度からの県政運営の基礎となる新たな総合計画として策定された。</p> <p>県が目指す「3つの将来像」を実現させるための「12の針路」、各針路に沿って進める「54の分野別施策」の関係を体系的に示しており、針路10において、以下の分野別施策が示されている。</p> <p>【将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全の追究～Resilience～ ・誰もが輝く社会～Empowerment～ ・持続可能な成長～Sustainability～ <p>【針路10】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と共生する社会の実現 <p>【分野別施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの保全と創出 ・恵み豊かな川との共生 ・生物多様性の保全 ・活力ある農山村の創造 ・資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 ・地球環境に優しい社会づくり ・公害のない安全な地域環境の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱利用として、タービン発電機による発電を行い、施設内の所用電力を賄う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。 ・焼却施設は、排ガス対策として、法令等に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施する。 ・「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定 ・「下水道法」及び「川口市下水道条例」に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで水質汚濁の防止を図る。 ・廃棄物等搬入・搬出車両については、計画的な運行管理、車両の整備・点検、適正な走行等により環境負荷の低減を図る。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止に努める。
<p>まちづくり埼玉プラン (平成30年3月)</p>	<p>将来都市像を実現していくため、3つのまちづくりの目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちの実現 ・地域の個性ある発展 ・都市と自然・田園との共生 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備の基本方針（コンセプト）として「施設の意匠・景観への配慮」、「脱炭素化の推進」、「災害対策の強化」等を掲げ、持続可能な都市づくり、都市の防災機能の向上、活力ある地域づくり、自然・田園との共生等を図る。
<p>第9次埼玉県廃棄物処理基本計画 (令和3年3月)</p>	<p>本計画は、特に重点的に取り組む課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」をはじめに、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」を実現するための様々な施策に取り組んでいくこととしている。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3Rの推進 ・廃棄物の適正処理の推進 ・災害発生時等のレジリエンスの強化 ・持続可能な廃棄物処理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却により発生した熱を利用し発電を行うことで、3Rの推進を図る。 ・新施設について、各炉年間280日以上安定稼働と90日以上連続運転を前提とし、災害廃棄物の処理も視野に入れた整備を行うことで、廃棄物の適正処理の推進を図る。

表 4.1-2(3) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>埼玉県 地球温暖化対策 実行計画 (第2期) 改正版 (令和5年3月)</p>	<p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と部門別の緩和策が示されている。 【温室効果ガスの削減目標】 令和12年度（2030年度）における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比46%削減する。 【廃棄物、その他温室効果ガスの緩和策】 廃棄物対策 ・3Rによる廃棄物の減量化・再生利用の推進 ・太陽電池モジュールのリユース・リサイクルの推進 ・プラスチック資源の循環的利用の推進 ・市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進 ・廃棄物系バイオマス等利活用の促進 ・農山村バイオマスの利活用の促進 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入支援</p>	<p>・余熱利用として、タービン発電機による発電を行い、施設内の所用電力を賄う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。</p>
<p>第3次 埼玉県 広域緑地計画 (令和4年3月)</p>	<p>県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。 【緑の将来像】 ・多様で豊かな緑と共生する「埼玉」 【広域的な視点での緑の方向性】 ・緑のネットワークの形成 ・緑のネットワーク形成に向けた取組 【身近な緑に関する施策の方針】 ・基本方針1 緑を保全する ・基本方針2 緑を創出する ・基本方針3 緑を活用する</p>	<p>・緑地面積は、対象事業実施区域の20%以上を確保する。 ・対象事業実施区域内への植栽及び対象事業実施区域内の緑化等については、植物種の選定において可能な限り郷土種を採用した緑地環境を整備し、維持管理を実施する。 ・対象事業実施区域内の緑化に当たっては、人工的雰囲気緩和を考慮する。 ・植樹の構成は、高木、中木、低木を組み合わせ多層構造となるよう配慮する。 ・整備する緑地等については、適切に維持・管理を行う。</p>

表 4.1-3(1) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（川口市）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>川口市 環境基本条例 (平成10年9月 条例第58号)</p>	<p>第3条（基本理念） 1 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。 2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が適正な役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設は、排ガス対策として、法令等に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施する。 ・「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、適正な運転・管理を行う。また、設備機器は、できるだけ建屋内へ配置する、防振架台を設置する等の騒音・振動対策を行う。 ・「下水道法」及び「川口市下水道条例」に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで水質汚濁の防止を図る。 ・廃棄物等搬入・搬出車両については、計画的な運行管理、車両の整備・点検、適正な走行等により環境負荷の低減を図る。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止に努める。
<p>第3次 川口市 環境基本計画 (平成30年3月)</p>	<p>本計画は、本市のめざす姿の1つである「都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”」及び環境基本条例の基本理念である「市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していく」ことなどを実現するため、市民・事業者・市の協働で、より良い環境づくりに取り組む意志を込めて、以下の目指すべき将来の環境像と基本目標が定められている。</p> <p>【将来の環境像】 ・みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口</p> <p>【基本目標】 ・循環型社会の実現 ・安全・安心・快適社会の実現 ・自然共生社会の実現 ・低炭素社会の実現 ・環境保全活動の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱利用として、タービン発電機による発電を行い、施設内の所用電力を賄う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。 ・焼却施設は、排ガス対策として、法令等に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施する。 ・「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、適正な運転・管理を行う。また、設備機器は、できるだけ建屋内へ配置する、防振架台を設置する等の騒音・振動対策を行う。 ・「下水道法」及び「川口市下水道条例」に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで水質汚濁の防止を図る。 ・廃棄物等搬入・搬出車両については、計画的な運行管理、車両の整備・点検、適正な走行等により環境負荷の低減を図る。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止に努める。

表 4.1-3(2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（川口市）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>第5次 川口市総合計画 後期基本計画 (令和3年4月)</p>	<p>本計画は、本市のまちづくりのビジョンを明らかにするものであり、本市の将来の姿を掲げるとともに、その実現に向けて必要な基本方針と施策の方向を定めるものである。</p> <p>将来の姿として、「めざす姿Ⅳ」において、以下の分野別施策が示されている。</p> <p>【将来都市像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口 <p>【めざす姿Ⅳ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市と自然が調和した”人と環境にやさしいまち” <p>【分野別施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな水と緑に親しめる空間の創出 ・環境の保全と創造 ・廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設は、排ガス対策として、法令等に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施する。 ・「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定 ・「下水道法」及び「川口市下水道条例」に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで水質汚濁の防止を図る。 ・廃棄物等搬入・搬出車両については、計画的な運行管理、車両の整備・点検、適正な走行等により環境負荷の低減を図る。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止に努める。 ・新施設について、各炉年間280日以上安定稼働と90日以上連続運転を前提とし、災害廃棄物の処理も視野に入れた整備を行うことで、廃棄物の適正処理の推進を図る。
<p>川口市都市計画 基本方針 (平成29年3月)</p>	<p>本市における方針は、将来のまちづくりの方向性を示す都市計画の指針となるものであり、6つの都市づくりの目標が掲げられている。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活利便性の高い魅力的でにぎわいあふれる都市づくり ・人と自然と産業が調和した持続可能な都市づくり ・交通ネットワークが充実した快適で利便な都市づくり ・自然環境豊かなうらおいとやすらぎのある都市づくり ・地域の持続的発展に寄与する健全な都市づくり ・災害に強く安全・安心な都市づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱利用として、タービン発電機による発電を行い、施設内の所用電力を賄う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。 ・施設整備の基本方針（コンセプト）として「施設の意匠・景観への配慮」、「脱炭素化の推進」、「災害対策の強化」等を掲げ、持続可能な都市づくり、災害に強く安全・安心な都市づくり等の推進を図る。
<p>第2次 川口市 緑の基本計画 (平成31年4月)</p>	<p>本計画は、「水と緑といきもので 四季を感じる みんなが安らぐまち 川口」を将来像に掲げ、この実現に向けた方針が定められているほか、市民、事業者、行政が連携・協働して取り組むべき施策が示されている。</p> <p>【緑のまちづくりに向けた機能別方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 美しい景観づくり ② 自然環境の保全 ③ 緑を活かしたレクリエーション創出 ④ 生物多様性の保全 ⑤ 安全・安心な環境づくりへの貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地面積は、対象事業実施区域の20%以上を確保する。 ・対象事業実施区域内への植栽及び対象事業実施区域内の緑化等については、植物種の選定において可能な限り郷土種を採用した緑地環境を整備し、維持管理を実施する。 ・対象事業実施区域内の緑化に当たっては、人工的雰囲気緩和を考慮する。 ・植樹の構成は、高木、中木、低木を組み合わせ多層構造となるよう配慮する。 ・整備する緑地等については、適切に維持・管理を行う。

表 4.1-3(3) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（川口市）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>第7次 川口市 一般廃棄物処理 基本計画 (令和2年3月)</p>	<p>ごみ処理基本計画の施策として、以下が示されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 三者協働による、3Rの一層の推進 <ol style="list-style-type: none"> ① 3R推進に向けた市民・事業者への教育・啓発活動の強化 ② リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）の推進 ③ リサイクル（再生利用）の推進 2. 適正処理とそれによる環境負荷低減の一層の推進で、未来につなぐ環境の確保 <ol style="list-style-type: none"> ① 収集運搬体制の整備・充実 ② ごみ排出環境（ステーション）の適正管理の強化 ③ 一般廃棄物処理施設の整備・充実 ④ 最終処分場の確保 3. その他の施策等 <ol style="list-style-type: none"> ① まち美化・不法投棄対策の推進 ② 災害時対応の強化 ③ 近隣自治体・県との連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学や環境学習等を通じ、住民が気軽に来所できる地域に開かれた施設にするとともに、災害発生時などにおいても地域に貢献できる施設とする。 ・安全性・信頼性の高いシステムを選定し、安心かつ安定した処理ができる施設にするとともに、災害発生時にも安定した処理ができる強靱性を備えた施設とする。 ・新施設について、各炉年間280日以上の上安定稼働と90日以上連続運転を前提とし、災害廃棄物の処理も視野に入れた整備を行うことで、廃棄物の適正処理の推進を図る。
<p>第2次川口市 地球温暖化対策 実行計画 (令和5年3月)</p>	<p>本市の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標、基本方針及び重点施策が示されている。</p> <p>重点施策は、長期目標の実現に向けて、「化石燃料由来のエネルギー消費の抑制」、「再生可能エネルギーの利用拡大」を加速するために重要であると考えられる施策・事業に対して、優先的な推進が図られている。</p> <p>【温室効果ガス排出量の削減目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画目標（中期目標） 2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比46%以上削減 ・長期目標 2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徹底した省エネルギー化の推進 ・再生可能エネルギーの利用拡大 ・まちの脱炭素化の推進 ・気候変動適応策の推進 ・脱炭素に向けた行動変容の促進 <p>【重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー・機器や再生可能エネルギー設備の導入拡大 ・移動手段の脱炭素化の促進 ・建築物の省エネルギー化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱利用として、タービン発電機による発電を行い、施設内の所用電力を賄う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。 ・地球温暖化防止に貢献するため、環境省の「温室効果ガス排出抑制等指針」の「廃棄物部門の指針(対策メニュー)」を参考に、温室効果ガスの排出抑制に資する設備を選択し、導入するとともに、設備機器の使用方法に関しても、温室効果ガスの発生抑制を心がけるものとする。 ・再生可能エネルギーや温室効果ガス等削減技術導入の検討を実施する。また、長寿命な施設となるよう、建物、設備の維持管理や更新等を適切に行う。

表 4.1-3(4) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（川口市）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>川口市景観計画 改訂版 (令和5年1月)</p>	<p>本市の景観形成上の課題に基づく景観形成の基本的な考え方として、以下の景観形成の理念と目指すべき景観の姿が掲げられている。</p> <p>【景観形成の理念】</p> <p>①水辺と緑を大切にする景観づくり ②歴史を大切にする景観づくり ③産業と住宅が共存した活力を感じさせる景観づくり ④安全・安心に暮らせる人にやさしい景観づくり</p> <p>【目指すべき景観の姿】</p> <p>①緑豊かな台地と活気のある平坦地の景観 ②まちをつなぐ水と緑の軸の景観 ③地域の歴史や文化を伝える歴史的な景観 ④にぎわいのある駅周辺の景観 ⑤にぎわいのある都心地域とうるおいのある緑化産業地域の景観 ⑥緩やかな秩序を持った幹線道路・鉄道沿線の軸の景観 ⑦まちや地域の顔となる公共施設、情報・産業施設の景観 ⑧良好な眺めが得られる荒川や台地上からの眺望景観</p>	<p>・施設整備の基本方針（コンセプト）として「施設の意匠・景観への配慮」、「脱炭素化の推進」、「災害対策の強化」等を掲げ、持続可能な都市づくり、都市の防災機能の向上、活力ある地域づくり、自然・田園との共生等を図る。</p>

4.2. 回避又は低減の配慮を図るべき地域及び対象地域

4.2.1. 法律又は条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的とした法令等の規定による指定地域について、対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）における指定状況を表 4.2-1 に整理した。

対象事業実施区域及びその周辺地域は、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域(銃)、土砂災害警戒区域、河川区域、河川保全区域、地下水採取規制区域、市街化区域、市街化調整区域、森林地域、地域森林計画対象民有林、史跡・名勝・天然記念物等及び景観計画区域に指定されている。

表 4.2-1(1) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等	
		対象事業実施区域	周辺地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	埼玉県立自然公園条例
		都立自然公園	×	×	東京都自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境 保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
			×	×	東京における自然の保護と回復に関する条例
	自然遺産	×	×	世界遺産条約	
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの 緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
		緑地保全地域	×	×	東京における自然の保護と回復に関する条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	
		特定猟具 使用禁止区域(銃)	○	○	
指定猟法禁止区域		×	×		
登録簿に挙げられている 湿地の区域		×	×	ラムサール条約	

注) ○：指定がある場合 ×：指定がない場合

表 4.2-1(2) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等
		対象事業 実施区域	周辺地域	
国土防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地	×	×	砂防法
	土砂災害警戒区域	×	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	保安林	×	×	森林法
	河川区域	×	○	河川法
	河川保全区域	○	○	
	地下水採取規制区域	○	○	工業用水法
		○	○	建築物用地下水の採取の規制に関する法律
		○	○	埼玉県生活環境保全条例
×		○	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	
土地利用 関連	都市地域	×	×	国土利用計画法
	市街化区域	○	○	都市計画法
	市街化調整区域	×	○	
	その他都市計画区域における用途地域	×	×	
	農業地域	×	×	国土利用計画法
	農用地区域	×	×	農業振興地域の整備に関する法律
	農業振興地域	×	×	
	森林地域	×	○	国土利用計画法
	国有林	×	×	森林法
	地域森林計画対象民有林	×	○	
保安林	×	×		
文化財 保護	史跡・名勝・天然記念物等 (国指定・都県指定・区市指定・ 国登録)	×	○	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		×	○	東京都文化財保護条例
		×	○	川口市文化財保護条例
		×	○	足立区文化財保護条例
×	×	東京都北区文化財保護条例		
景観保全	景観計画地域	×	○	埼玉県景観条例・ 埼玉県景観計画
		×	×	東京都景観条例・ 東京都景観計画
		×	○	足立区景観条例・ 足立区景観計画
		×	○	北区景観条例・ 北区景観づくり計画

注) ○：指定がある場合×：指定がない場合

4.2.2. その他の配慮すべき地域

対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）には、表 4.2-2 に示すとおり、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表 4.2-2(1) 配慮されるべき地域とその分布

区分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無	
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	著しく環境が悪化し、又は悪化のおそれのある地域は分布しない。
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存在する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に環境の保全対象となる施設や住居が分布する。
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。	×	閉鎖性水域等は分布しない。
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に水道水源水域及び湧水池が分布する。
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に農業用水路が分布する。
	現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること。	×	既存の敷地内において建て替える計画であることから、土地の改変は小さい。
	重要な地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。	×	周辺地域に重要な地形、地質は分布しない。
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域は分布しない。
	生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。	△
原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避又は低減に努めること。		×	生態系保護上特に重要な地域は分布しない。
動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。		△	周辺地域では、貴重な種の生息・生育空間が分布している可能性がある。

○：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在している。

×

△：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しないが、周辺地域において存在している。

表 4.2-2(2) 配慮されるべき地域とその分布

区分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等、埼玉県原風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。	×
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。	△
	すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	×
	水辺や身近な緑等、地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	△
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。	△
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること。	○
	温室効果ガス等の排出抑制に努めること。	○
	温室効果ガスの吸収源整備に努めること。	○
一般大気中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	放射性物質の拡散・流出による影響の回避又は低減に努めること。	×

○：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在している。

×：対象事業実施区域及びその周辺地域において、配慮されるべき地域等が存在しない。

△：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しないが、周辺地域において存在している。

4.3. 対象事業の立地回避が困難な理由

4.3.1. 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

本市では、戸塚環境センター西棟（処理能力 300t/日）及び朝日環境センター焼却棟（同 420t/日）の 2 か所の焼却施設で一般ごみの処理を行っている。いずれの焼却施設も供用開始から長期間経過しており、戸塚環境センターは、施設の耐用年数を考慮して、西棟に代わる新たな焼却施設の建設を進めている。

一方で、朝日環境センター焼却棟は、令和 6 年（2024 年）12 月で稼働開始から 22 年が経過しており、これまで延命化工事による再整備を計画していたが、設備の不具合や故障の発生状況、物価上昇等に伴う延命化工事費の高騰、焼却施設に対する社会的要請の変遷など、当初計画の前提条件が変化していることを受け、改めて再整備方式の検証が必要となった。

このことを踏まえ、朝日環境センター焼却棟については「朝日環境センター施設整備基本構想」（令和 6 年 3 月 川口市）において、再整備方式の検証を実施し、定量的要素（コスト）及び定性的要素（安定処理への寄与、工事实現の可能性、工事の円滑性、環境への配慮、災害への対応性、ごみ量変動への対応性、他施設との関係性）について評価を行った結果、本市における安定的なごみ処理が望めることは基より、投じた費用に対する副次的な効果が最も高い建替えが望ましいと考えたところである。

以上から、本市では、既存施設敷地内を活用し、新施設を整備することとしたものである。

4.3.2. 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

既存施設敷地内はすでに都市計画決定済みであること、既存施設敷地以外の場所に新たな用地を求めた場合、計画的な整備が困難となることから、代替地を選定することは難しく、対象事業実施区域の変更は困難である。

4.4. 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

計画策定の段階において、表 4.2-1 及び表 4.2-2 に示した内容を考慮し、対象事業における影響の回避又は低減措置について検討を行った。

対象事業における影響の回避又は低減措置は表 4.4-1 に示すとおりである。

表 4.4-1 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

区分	調査計画書作成段階までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	排ガス濃度（公害防止基準）は、法令に基づく基準値と同等以上の厳しい基準値とした。 プラント排水、生活排水等は、処理後、公共下水道へ放流する計画とした。	周辺地域に環境の保全対象となる施設や住宅があることから、これら保全対象となる施設や住宅への影響の回避又は低減に努める。 周辺地域の水道水源水域及び遊水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努める。 周辺地域の農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努める。	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	工場立地法に定める緑化率20%を達成する計画とした。 植栽に当たっては、郷土種を優先的に採用する計画とした。	周辺地域において貴重な種が生息・生育している可能性があることから、その生息・生育環境への影響の回避又は低減に努め、また、生息、生育空間の分断の回避に努める。	特になし
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	周辺地域の自然環境、水辺や身近な緑等の地域住民が日常的に自然とふれあう場や国、県又は市指定の文化財への影響の回避又は低減に努める。	特になし
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	余熱利用として、タービン発電機による発電を行い、施設内の所用電力を賄う計画とした。 エネルギー回収率22.0%以上を目標とした。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源として対象事業実施区域内の緑化に努める。 温室効果ガス発生源対策として、高効率機器の導入、省エネルギー建築の促進に努める。	特になし